



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会社名 三 菱 レ イ ヨ ン 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 鎌原正直
(コード番号 3404 東証・大証 各第一部)
問合せ先 広報・IR室長 指山 正敏
(TEL 03 - 5495 - 3100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券廃止後において、その存在意義を失った株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等、所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 7 条に関しましては、同法附則第 6 条第 1 項により、同法施行日である平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として、既にその定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 第 7 条 (株券の発行) 1 本会社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、本会社は、 <u>单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。</u>	第 2 章 株 式 (削 除)
第 8 条 (单元未満株主の権利) 本会社の单元未満株式を有する株主 (<u>株式会社証券保管振替機構に株券を預託している株主である実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、その有する单元未	第 7 条 (单元未満株主の権利) 本会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款第 8 条に定める権利以外の権利を行使することが

<p>満株式について、次に掲げる権利及び本定款第9条に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>会社法第189条第2項各号に掲げる権利（剰余金の配当を受ける権利、株式無償割当てを受ける権利、単元未満株式を買い取ることを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利等）</p> <p>第9条（単元未満株式の買増し） （現行のとおり）</p> <p>第10条（株式取扱規則） 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 1（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 本会社の株主名簿（株式会社証券保管振替機構に株券を預託している実質株主の名簿である実質株主名簿を含む。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、これらへの記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。</p> <p>第12条（株主等の届出） 1 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、株式取扱規則の定めに従い、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。 2（現行のとおり） 3（現行のとおり）</p>	<p>できない。</p> <p>会社法第189条第2項各号に掲げる権利（剰余金の配当を受ける権利、株式無償割当てを受ける権利、単元未満株式を買い取ることを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利等）</p> <p>第8条（単元未満株式の買増し） （記載省略）</p> <p>第9条（株式取扱規則） 本会社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に際しての<u>手続等</u>は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 1（記載省略） 2（記載省略） 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、これらへの記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。</p> <p>第11条（株主等の届出） 1 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、株式取扱規則の定めに従い、その氏名及び住所を届け出なければならない。 2（記載省略） 3（記載省略）</p>
--	--

<p>(新 設)</p>	<p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 (株券喪失登録簿への記載又は記録等)</u></p> <p>1 <u>本会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p>2 <u>本会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第2条 (経過措置)</u></p> <p><u>附則第1条及び本条の規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--------------	--

以 上